

令和2年第4回西予市議会定例会総務常任委員会会議録

- | | | | |
|-------------|------------------------------------|--------------|--------|
| 1. 開催日時 | 令和2年12月9日 | まちづくり推進課主任 | 松田 望 |
| 1. 開催場所 | 西予市議会第3委員会室（午前）
西予市議会第1委員会室（午後） | 復興支援課長 | 大森 寿和 |
| 1. 開 会 | 令和2年12月9日
午前 8時59分 | 復興支援課長補佐 | 大崎 伸一 |
| 1. 閉 会 | 令和2年12月9日
午後 2時 7分 | 復興支援課係長 | 正司 哲郎 |
| 1. 出席委員 | | (教育部) | |
| 委員長 | 兵頭 学 | 教育部長 | 宇都宮 裕 |
| 副委員長 | 小玉 忠重 | 教育総務課長 | 垣内 俊樹 |
| 委員 | 加藤 美香 | 教育総務課長補佐 | 山崎 徳博 |
| 委員 | 中村 一雅 | 教育総務課主任 | 河野 旭 |
| 委員 | 河野 清一 | 学校教育課長 | 滝澤 洋 |
| 委員 | 源 正樹 | 学校教育課長補佐 | 松崎 美智 |
| 1. 欠席委員 | | 学校教育課係長 | 池田 瑞恵 |
| なし | | 学校教育課主査 | 小濱 稔章 |
| 1. 出席説明員 | | 生涯学習課長 | 竹内 克之 |
| (消防本部) | | 生涯学習課長補佐 | 佐藤陽一郎 |
| 消防長 | 佐藤 克也 | 図書交流館館長補佐 | 木崎 真近 |
| 消防署長 | 酒井 広一 | スポーツ・文化課長 | 谷口 佳代 |
| 防災課長 | 坂本 弘治 | スポーツ・文化課長補佐 | 浅井 裕史 |
| 消防総務課長 | 宇都宮憲治 | 監査委員事務局長 | 大塚 清志 |
| 野村支署長 | 大西 信介 | 議会事務局長 | 富永 誠 |
| (総務部) | | (支所) | |
| 総務部長 | 山住 哲司 | 明浜支所教育課長 | 佐々木邦仁 |
| 総務課長 | 一井 健二 | 野村支所教育課長 | 土居 文人 |
| 総務課長補佐 | 安岡 克敏 | 城川支所教育課長 | 久保田 修 |
| 財政課長 | 宇都宮明彦 | 三瓶支所教育課長 | 滝野 広明 |
| 財政課長補佐 | 沖野 貴洋 | 1. 出席議会事務局職員 | |
| 危機管理課長 | 谷川 和久 | 書記 | 大内 俊二 |
| 危機管理課長補佐 | 田中 長治 | 1. 会議に付した事件 | 別紙のとおり |
| 税務課長 | 浜田 直浩 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| (政策企画部) | | | |
| 政策企画部長 | 下澤 広幸 | | |
| 政策推進課長 | 宮中 英希 | | |
| 政策推進課長補佐 | 山下みさと | | |
| 政策推進課情報推進室長 | 上甲 宏之 | | |
| 政策推進課係長 | 岡本 夕佳 | | |
| 政策推進課係長 | 清家 祐一 | | |
| まちづくり推進課長 | 長野 静香 | | |
| まちづくり推進課長補佐 | 清家 昌弘 | | |
| まちづくり推進課長補佐 | 小野 雅人 | | |
| まちづくり推進課係長 | 宇都宮弘志郎 | | |

本日の会議に付した事件

- 議案第120号 西予市国民健康保険税条例の一部
を改正する条例制定について
- 議案第125号 西予市生活交通バス条例の一部を
改正する条例制定について
- 議案第127号 西予市火災予防条例の一部を改正
する条例制定について
- 議案第130号 西予市卯之町駅前複合施設の指定
管理者の指定について
- 議案第131号 令和2年度西予市一般会計補正予
算(第9号)
- 陳情第2号 地方たばこ税を活用した分煙環境
整備に関する陳情

開会 午前8時59分

○小玉副委員長

これより令和2年第4回定例会総務常任委員会を開会いたします。開会に当たり、委員長より挨拶があります。委員長、お願いします。

○兵頭委員長

(兵頭委員長が挨拶を行う)

○小玉副委員長

次に佐藤消防長、挨拶をお願いします。

○佐藤消防長

(佐藤消防長が挨拶を行う)

○小玉副委員長

議案審査に移る前に、注意事項を申し上げます。発言の際は、挙手の上、委員長の許可を得て発言してください。それではこれよりの進行は、委員長が行います。

【防災課】

○兵頭委員長

それでは、「議案第127号 西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。防災課長の説明を求めます。

○坂本防災課長

それでは、「議案第127号 西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」御説明をいたします。議案書の28ページをごらんください。

今回の改正は、令和2年8月に対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する条例を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。電気自動車等を充電するための急速充電設備は、火災予防条例の規制対象でございますので、一定規模以上のものは建築物からの離隔距離や火災予防上の規制を受けることになります。ただし、最大出力が50kw以下の小規模なもので、一定基準を満たしているものは規制が緩和され、ショッピングセンターや高速道路のサービスエリアなどに容易に設置できることから、普及が進んでいる状況です。近年、電気自動車等のバッテリー容量が拡大するとともに、急速充電設備の技術革新が目覚ましく、より早く安全に充電できるものが開発されていることを背景に、総務省消防庁では、関係省令の一部を改正し、全国統一的な基準として、最大出力200キロワットまでの急速充電設備を規制

の緩和対象とするよう改正したことから、これに合わせ、本条例の一部を改正するものでございます。以上で、火災予防条例の改正についての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○兵頭委員長

暫時休憩します。(休憩 午前9時6分)

○兵頭委員長

再開いたします。(再開 午前9時6分)

○坂本防災課長

訂正があります。

「令和2年8月に対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する条例」と申し上げましたが「基準」に訂正させていただきます。

○兵頭委員長

坂本課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○中村委員

充電設備の基準緩和というふうにお伺いしました。現状、西予市内においてどのくらいの充電設備があるか把握しておられますでしょうか。もし分かれば、教えていただきたいです。

○坂本防災課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

西予市内に充電設備が設置されているかということなんですけども、50kwの急速充電設備が宇和町に2カ所設置されております。

1カ所目は宇和町下松葉、木村チェーンの駐車場内、和風レストラン野福の西側にございます。

2カ所目はフジ宇和店の駐車場内、美容室西側にございます。

○兵頭委員長

ほかに質疑はありませんか。それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。「議案第127号 西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○兵頭委員長

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。(休憩 午前9時10分)

【消防総務課】

○兵頭委員長

再開します。（再開 午前9時11分）

続きまして、「議案第131号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」（消防総務課所管分）を議題といたします。消防総務課長の説明を求めます。

○宇都宮消防総務課長

「議案第131号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」（消防総務課所管分）について説明させていただきます。

それでは、予算書の10ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出の部でございますが、9款消防費、補正前の額は20億8470万3000円でございます。今回、補正額の1638万円を減額させていただき、合計20億6832万3000円になるものでございます。財源内訳といたしましては、その他の財源を281万2000円減額し、一般財源が1356万8000円減額となるものでございます。今回の補正のうち、消防総務課所管分の詳細につきまして、御説明をさせていただきます。予算書の28ページをお開きください。上段の9款消防費、1項消防費、1日常備消防費、補正前の額は7億6605万円。補正額1215万9000円を減額し、7億5389万1000円になるものです。補正額の財源内訳につきましては、一般財源が1215万9000円減額になるものでございます。これは、右側の事業概要に記載しております通り、八幡浜地区施設事務組合負担金事業でございまして、人件費見直し及び前年度繰越金確定等による負担金を減額するものであります。続いて、下段の消防活動業務事業でございしますが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった消防救助技術四国指導会に関わる負担金を減額するものであります。続きまして、2目非常備消防費の補正前の額は1億7760万5000円で補正額1109万6000円を減額いたしまして、1億6650万9000円になるものでございます。補正額の財源内訳につきましては、一般財源が1109万6000円減額になるもので、これも新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった消防団行事であります。愛媛県消防操法大会、西予市消防操法大会、そして各方面隊の消防操法大会経費を減額したものでございます。以上、「令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」（消防総務課所管分）についての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いします。

○兵頭委員長

宇都宮課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○中村委員

歳出の分、非常備消防のほう、消防団の各種事業がコロナによって中止になったことによる減額という説明はよくわかりました。一方で常備消防のほうの八幡浜地区施設事務組合負担金事業、1202万3000円減額となっておりますが、主なものは特別会計の負担金1097万2000円というふうに記載されてございます。これの内訳についてもう少し詳細な説明をお願いいたします。

○宇都宮消防総務課長

ただいまの質問に回答させていただきます。減額の詳細ですが、退職者が今回2人いらっしゃいまして、その2人分の給料、手当等の減額や入札の減額分が主な理由と聞いております。以上でございます。

○中村委員

再度質問させていただきます。当初予算で1億7000万円余り、この八幡浜施設事務組合に対して西予市が負担をしている。負担割合は15.6%と聞いております。この1097万2000円の特別会計の不要についても、同じように負担金割合に応じた減額というふうに理解してよろしいのでしょうか。退職した2人の給与と手当に対して、1000万円の西予市減額、それが15.6%の負担割合だとすると、トータルで1億5000万円くらいな金額になるのかなというふうに、考えまして少し大きいなというふうに感じましたので、改めてお聞きします。よろしくをお願いします。

○佐藤消防長

西予市の八幡浜施設事務組合に対する負担金は総額のうちの15.6%というふうになっておりまして、職員の給与についても、全ての総額のうちの15.6%が西予市の負担分ということでございます。今回、2人の退職によりまして、生じた不用額のうちの15.6%が減額されるということでございます。また、この15.6%の負担割合でございしますが、令和2年度当初においては15.6%で当初予算を組んでおりますが、今、決算時には再度計算がなされることになっておりまして、15.5%で決算をしておりますので、その差額も今回の負担金の減額に含まれております。以上でございます。

○兵頭委員長

ほかに質疑はありませんか。それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。「議案第131号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」（消防総務課所管分）について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○兵頭委員長

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩といたします。（休憩 午前9時19分）

【総務課】

○兵頭委員長

再開いたします。（再開 午前9時22分）

ここからは総務部の審査となります。審査に立ちまして、山住総務部長より挨拶をお願いいたします。

○山住総務部長

（山住総務部長が挨拶を行う）

○兵頭委員長

それでは、「議案第131号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」（総務課所管分）を議題といたします。総務課長の説明を求めます。

○一井総務課長

それでは「議案第131号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」（総務課所管分）について御説明させていただきます。今回は歳出のみの補正でございまして、人事異動等による関係課の給与等の計上額に過不足が生じたことから、職員の給与費を調整するものでございます。

予算書の20ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、職員給与費（社会福祉総務費）226万6000円と予算書の25ページになります6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、職員給与費（農業総務費）83万円ですが、いずれも10月1日付け人事異動による関係課の給与等の計上額に不足が生じたことから増額するものでございます。

予算書の28ページをお開きください。9款消防費、1項消防費、4目災害対策費、職員給与費（災害対策費）906万6000円ですが、本年7月から9月の間に発生しました災害に伴う職員の時間外勤務手当に不足が生じたことから、増額するものでございます。

予算書の29ページをお開きください。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、職員給与費（教育総務費）173万1000円の減。

次に予算書の37ページになります。10款教育費、7項保健体育費、3目給食センター運営費、職員給与費（給食センター運営費）385万1000円。同じく4目学校給食費、職員給与費（学校給食費）212万円の減であります。いずれも来年1月から開所となります。せいの東学校給食センター職員の給与等の計上額に過不足が生じたことから、予算調整するものでございます。以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上御決定くださいますようお願い申し上げます。

○兵頭委員長

一井課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○源委員

今御説明いただきました予算書28ページの災害対策費、これ災害派遣に伴うことであったと思うんです。これは九州の人吉市中心だと思うんですが、派遣された職員の方の分に当たるんでしょうか。

○一井総務課長

人吉市のほうに災害派遣をいたしました時間外手当とあと、市内に7月から9月に発生しました大雨による避難所開設に伴う一般職員の時間外手当も含んだ形になっております。

○兵頭委員長

ほかに質疑はありませんか。

○中村委員

今の源委員の質疑にあった人吉市に対する対口支援で派遣された第6次までだったように聞いておりますけど、トータルで何人派遣されてみたいな数字があったらいただきたいと思います。

○一井総務課長

全体で17人の派遣をいたしておるところでございます。

○兵頭委員長

ほかに質疑はありませんか。それでは、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「議案第131号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」（総務課所管分）について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○兵頭委員長

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩といたします。（休憩 午前9時30分）

【財政課】

○兵頭委員長

再開いたします。（再開 午前9時33分）

それでは、「議案第131号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」（財政課所管分）についてを議題といたします。財政課長の説明を求めます。

○宇都宮財政課長

それでは、審査していただきます「議案第131号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」のうち、（財政課所管分）について御説明させていただきます。まず、歳入について御説明いたします。

予算書の12ページをお開き願います。13款国庫支出金、2項8目1節総務管理費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1519万8000円の増額でございますが、今回新型コロナウイルス感染症に対する新たな西予市の3つの支援策の財源といたしまして、既存事業の執行状況等による交付金の充当額の減額6206万5000円と合わせまして、計7726万3000円をまず、予算書の子育て応援臨時特別給付金、またひとり親世帯臨時特別給付金、大学生等生活応援事業、この3つの事業へ充当いたしております。3つの事業の内容につきましては、27日の全員協議会において、各課が説明されているとおりでございます。

続きまして、予算書の14ページをお開き願います。17款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金でございますが、財政調整基金は、財源が不足する場合において、当該不足額の補充財源として、繰入を行うものでございます。今回の補正では、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止または延期となり、不用となった経費の減額等に伴い、繰入金を1073万7000円減額するものでございます。

それでは続きまして歳出について御説明をいたします。予算書の23ページをお開き願います。23ページのいちばん下段になりますが、4款衛生費、3項1目病院費、病院事業会計の繰出事業でございますが、西予市民病院、野村病院を合わせまして、9100万5000円の増額でございますが、内訳

といたしまして、まず病院事業に係る国の繰出基準におきまして、今回、不採算地区に所在する中核的な病院の機能の維持に要する経費が創設されたことに伴いまして、まずは西予市民病院への繰出金を1億1233万9000円増額をいたしております。また、病院の事業会計予算におきまして、新型コロナウイルス感染症対策に係る国と県の補助金を計上したことによりまして、財源振替を行い、一般会計の繰出金を減額いたしております。あわせまして、西予市民病院で1436万6000円、野村病院で696万8000円をそれぞれ減額いたしております。なお今回予算計上いたしております不採算地区に所在する中核的な病院の機能の維持に要する経費にかかる一般会計からの繰出金につきましては、80%が特別交付税で財政措置をされます。以上財政課所管分に係ます補正予算の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上御決定くださいますようお願い申し上げます。

○兵頭委員長

宇都宮課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○源委員

私、説明聞いてあれっと思ったのが、両方減額っていうふうな説明されてない？というのが、要は国から国庫支出金が増えてだけど、予算書見ると一般財源が1億円増えて特定財源1800万円減額になって、そのところが非常にわかりづらかったんでもう一度説明願ったらと思いますお願いします。

○宇都宮財政課長

ただいまの源委員の質問に対してお答えいたします。先ほどの病院の繰り出し事業の再度補足説明させていただきます。

まずは減額分につきましては、両病院において、新型コロナウイルス感染症対策の事業を予算計上いたしておりました。そのときにはまだ国県の補助金が確定してませんでしたので、一般会計からのコロナ対策の繰出金を充当いたしておりました。それが今回、国県の補助金の通知が参りましたので、市民病院では1436万6000円、野村病院では696万8000円を減額いたしております。逆に今回増えた分は特別交付税の関係で、新しく中核的な病院の機能の維持に要する経費がありましたのでこちらのほうが1億1233万9000円増額しておりますので、総体的には市民病院は増えておりますけ

ど野村病院は減額になっております。以上補足説明とさせていただきます。

○源委員

そしたら先ほど、後ほど特別交付税で来るというのは、この市民病院に全体で一般財源とした分の8割が特別交付税で充当されるという意味でよろしいでしょうか。

○宇都宮財政課長

今源委員がおっしゃったとおり残り80%が特別交付税で措置されます。以上です。

○兵頭委員長

ほかに質疑はありませんか。

○中村委員

予算書14ページの財政調整基金の繰入金に関連してお尋ねしますが、これはいざというときの出費を補う家計でいうと非常食のような感じでとらえておるんですけれども、一昨年の豪雨災害、今回のコロナで目減りしてきているのかなみたいな実感がありまして、いつ底を打つかということはちょっと見込みは立たないと思うんですが、西予市の財政として、最低限これだけ残しておかないとまずいんじゃないかみたいな基準はありますでしょうかね。

○宇都宮財政課長

ただいまの中村委員の御質問でございますけど、自治体としてどれほどの財政調整基金の保有があるかということなんですけれども、これについて総務省からも調査物がありまして、うちにおきましては標準財政規模が大体160億円ありますんで、その2割程度、30億円程度は最低でも基金として積立てておくということで考えております。以上です。

○兵頭委員長

ほかに質疑はありませんか。

○河野委員

先ほどの病院費のほうに戻るんですけど、市民病院のほうには1億1000万円何がしかの対策費が要ると、野村病院のほうには対策というか、コロナ対策と思うんですけれども、そんなところはなののでしょうか。

○宇都宮財政課長

ただいまの河野委員の御質問についてお答えいたします。今回の補正予算で、市民病院のほうの特別交付税と措置される分を計上させていただきました。これにつきましては昨年度の交付税の関

係で予算編成中にこういった新しい繰出金ができることは事務的にわかってたんですけども、正式に通知が来ますのが4月1日以降に、今回こういった繰り出し基準が来ました。それに基づいて病院と財政課の調整をいたしましていつ予算を上げるかということで協議いたしました。結果、特別交付税の第一次申請が9月になりますんで、そのときに理事者に説明してこういったことで今回特別交付税として要望をしますということで了承を得まして、そのあとに今回12月の補正で市民病院については上げていただきました。

御質問ありました野村病院につきましては、前から不採算地区に所在する病院についての繰出金がありまして、野村病院については当初予算で計上させていただいております。ですので今回市民病院だけ補正となりましたが、来年度からは両病院ともに当初予算で不採算地区に所在する病院の繰出金については計上する予定でございます。以上です。

○小玉委員

市民病院にはコロナ関係の病床があると聞いたんですが、それに対する国や県の助成金はないんでしょうか。

○宇都宮財政課長

小玉委員からの御質問でございますけど、これにつきましては所管外ということで、病院のほうになろうかと思えます。以上です。

○兵頭委員長

ほかに質疑はありませんか。それでは、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「議案第131号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」（財政課所管分）について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○兵頭委員長

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時45分）

【危機管理課】

○兵頭委員長

再開いたします。（再開 午前9時47分）

それでは続きまして、「議案第131号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」（危機

管理課所管分)についてを議題といたします。危機管理課長の説明を求めます。

○山住総務部長

先ほど総務課所管の審査におきまして、総務課長が人吉市への職員派遣17名と答弁させていたしておりましたが、正しくは、3人の5クールで15人が正しい数になりますので、訂正させていただきます。

○兵頭委員長

それでは、谷川課長の説明を求めます。

○谷川危機管理課長

それでは「議案第131号 令和元年度西予市一般会計補正予算(第9号)」のうち、(危機管理課所管分)につきまして御説明申し上げます。

予算書は28から29ページになります。9款消防費、1項消防費、4目災害対策費のうち、3節職員手当等につきましては、総務課で一括説明されていると思いますので省略させていただきます。1節報酬、非常勤職員報酬におきまして、会計年度任用職員に係る避難所等での災害対応に従事した時間外勤務手当のこれまでの実績及び年度末までの見込額としまして、21万1000円増額とさせていただきます。

続きまして29ページになりますが、自主防災組織活動育成補助金事業につきまして、今年度末までの申請見込み等を精査しまして、18節負担金補助及び交付金補助金のうち、自主防災組織活動育成補助金を41万円増額するものです。続きまして、生徒防災教育体験事業としまして、平成29年度から実施しております東日本大震災被災地である岩手県沿岸地域の方々と西予市内中学生の交流派遣事業ですが、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業を中止しました。そのため、281万2000円全額減額とするものです。内訳としましては、7節報償費が15万7000円の減額、8節旅費が220万5000円の減額、10節需用費が1万9000円の減額、11節役務費が2万円の減額、13節使用料及び賃借料が41万1000円の減額となっております。

また歳入部分につきましてですが、予算書は14ページになります。この事業は、教育委員会の子ども教育振興基金繰入金を活用させていただいておりますので、同基金の繰入金を歳出総額の281万2000円減額させていただいております。なおこの事業ですが、コロナ感染拡大の状況にもよりますが、令和3年度におきましては、改めて実

施予定ということで、申請手続等をさせていただいておりますので申し添えます。以上危機管理課所管分の説明とさせていただきます。御審議の上、御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○兵頭委員長

谷川課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○河野委員

28ページ、生徒防災教育体験事業に280万円の減額ということですが、これ中学生何名で各校から何名ずつとかいうような割り振りがあって行かれるのか教えていただけたらと思います。

○谷川危機管理課長

学校規模によりまして、宇和中学校は別としましてそのほか明浜、野村、城川、三瓶から2名ずつ8名、それから宇和中学校は4名、全員で12名でございます。

○兵頭委員長

ほかに質疑はありませんか。それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。「議案第131号 令和2年度西予市一般会計補正予算(第9号)」(危機管理課所管分)について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○兵頭委員長

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩といたします。(休憩 午前9時53分)

【税務課】

○兵頭委員長

再開いたします。(再開 午前9時55分)

それでは続きまして、「議案第120号 西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。税務課長の説明を求めます。

○浜田税務課長

それでは、「議案第120号 西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」御説明申し上げます。今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、令和2年9月4日に公布され、国民健康保険税の改正部分につきましては、

令和3年1月1日から施行することとなったものによるものです。主な内容につきましては、低所得者に対する保険税の軽減措置につきまして、7割、5割、2割の軽減判定所得の引き上げる基準の見直しを行うものであります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○兵頭委員長

浜田課長の説明を終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

それでは、以上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。「議案第120号 西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○兵頭委員長

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩といたします。（休憩 午前9時57分）

【政策推進課】

○兵頭委員長

再開いたします。（再開 午前10時9分）

ここからは政策企画部の審査となります。審査に先立ちまして、下澤政策企画部長より挨拶をお願いします。

○下澤政策企画部長

（下澤政策企画部長が挨拶を行う）

○兵頭委員長

それでは、「議案第131号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」（政策推進課所管分）についてを議題といたします。政策推進課長の説明を求めます。

○宮中政策推進課長

それでは、「議案第131号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」のうち、（政策推進課所管分）について御説明をさせていただきます。

まず、歳入歳出予算の補正につきまして、歳出予算から御説明をさせていただきます。予算書17ページをお開きください。2款総務費、5項統計調査費、2目指定統計調査費2085万3000円を101万2000円増額し、2186万5000円とするものです。今年度行われております国勢調査事業につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応を図るため、調査方法や審査期間を延長するなど

の対策を講じる必要がありましたので、同事業の実施に係ります費用101万2000円を増額するものでございます。

次に予算書19ページをごらんください。2款総務費、9項企画費、1目企画管理費2億8148万1000円を195万7000円減額し、2億7952万4000円とするものです。西予市では、今年3月に総合計画の基本構想を変更したことに伴いまして、主要施策を体系的に定める基本計画を変更する必要が生じたことから、基本計画及び成果動向などについて、市民の意見を伺うアンケートを実施する予定としておりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、4月に緊急事態宣言が発出されたことから、感染症に関する業務を優先する必要があり、アンケート内容の基礎資料となる総合計画の基本計画の改定が大幅に遅れ、10月の完成となりました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、市民の生活様式も大きく変化をしていることから、アンケート対応については十分に検討して作成する必要があるとございます。以上のことから、年度内のアンケート策定及び実施を見送ることとしたため、市民アンケートに関する経費を減額するものでございます。

続きまして、同じページの2款総務費、9項企画費、1目男女共同参画費227万1000円を210万1000円減額し、17万円とするものです。お伊ネ賞事業につきましては、西予市、日本医師会及び愛媛県医師会との3者共催により、第9回西予市お伊ネ賞女性医師支援シンポジウムを11月に開催する予定としておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、同事業の中止を決定いたしました。そのため、同事業の開催に必要な費用210万1000円を減額するものであります。

次に、歳入予算について御説明をさせていただきます。予算書の12ページをごらんください。13款国庫支出金、2項国庫補助金、8目総務費国庫補助金のうち、2節地域振興費国庫補助金の地方創生推進交付金493万4000円を減額するものです。地方創生推進交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、交付対象事業であるサイクリング大会やプレミアムダイニング事業の実施並びに外国人の受入れなどが困難となったことから、その事業費を減額するものでございます。

予算書の13ページをごらんください。14款県支

出金、3項委託金、1目総務費委託金6974万6000円を101万2000円増額し、7075万8000円とするものです。この増額分は、先ほど御説明をいたしました国勢調査の実施に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応を図るため、「新型コロナウイルス感染症対策臨時追加交付金」が交付されたことから、指定統計調査費委託金を増額しております。

予算書の14ページをごらんください。17款繰入金、2項基金繰入金、24目お伊ネ賞事業基金繰入金227万1000円を210万1000円減額し、17万円とするものです。この減額分は、先ほど御説明をいたしました第9回西予市お伊ネ賞女性医師支援シンポジウムの中止に伴いまして、同事業の財源となっているお伊ネ賞基金からの繰入を減額するものでございます。

最後となりますが、債務負担行為の補正について御説明をさせていただきます。予算書の7ページをごらんください。上から2番目の広報せいよ印刷製本費でございますが、期間は令和3年度、限度額を743万6000円と設定しております。広報せいよにつきましては、令和3年度第1回目の発行が4月20日となることから、3月から入稿や校正作業を行う必要がございます。そのため、2月には入札を執行し、業者と契約を締結する必要がありますことから、債務負担行為を設定するものであります。以上、政策推進課所管分の説明とさせていただきますので、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○兵頭委員長

宮中課長の説明を終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○加藤委員

予算書17ページ指定統計調査費101万2000円の増額でございますが、新型コロナウイルス感染症の関係で、国勢調査の方法の見直しということでございましたが、どのような見直しをされたのか伺います。

○宮中政策推進課長

加藤委員の御質問にお答えをさせていただきます。国勢調査につきましては、例年5年に1回の調査ということで開催をしておりますのでございますけれども、今回の国勢調査につきましては、新型コロナウイルス感染症が拡大をしていくということから、その防止の観点から調査書類の配布、

回収に関しまして、調査員と世帯員が直接対面をしないという非接触型の方法により、調査を実施するというようにしております。そういった形でやり方が従来とは変更となっているという形になっております。

○兵頭委員長

ほかに質疑はありませんか。

○河野委員

今の国勢調査に関係することですけれども、今回インターネットでの回答というか、調査が出来たんじゃなかろうかと思います。紙ベースでやられた方とインターネットで回答された方の統計というか割合というか把握されとったらお知らせ願ったらと思います。

○宮中政策推進課長

担当からお答えをさせていただきますので、少々お待ちください。

○岡本政策推進課係長

現在、市で審査をしております、最終的な回答結果につきましては、まだ結果は出ておりません。2月上旬に県に提出いたしますので、その後、県の審査、国の審査を経て公表されることとなっております。

○兵頭委員長

ほかに質疑はありませんか。

○中村委員

本年度お伊ネ賞事業が中止ということになった。大変残念なんですけど、その中止を決定したタイミングといいますか、この12月に補正で上がってくるということは最近のことなのかと思ったりするんです。コロナによる中止ということでしたので現状を踏まえて中止ということになったと思うんですけど、その辺のところ、少し経緯をお知らせいただいたらと思います。

○宮中政策推進課長

中村委員の御質問にお答えをさせていただきます。今年頭から新型コロナウイルス感染症の拡大が世間を騒がせていたような状況だったかと思います。

当事業につきましても、11月開催ということで、その前段の準備等を開催の可否について、決定を検討してまいりましたが、事務方といたしましては、7月頃に中止の方向性というふうなところを見出しまして、愛媛県の医師会並びに日本医師会との共催という形がございますので、そういった

関係のところにつきまして、愛媛県医師会に11月上旬で、日本医師会のほうに11月中旬に正式にお話に上がりまして、かつ来年度の開催についての御協力の依頼、そういったところのお話をさせていただいて、今回の補正での減額という形に至らせていただいているところでございます。

○兵頭委員長

ほかに質疑はありませんか。

○源委員

関連になって申し訳ないですけど予算書19ページのおイネ賞事業なんですけど、これもともと財源っていうのは、基金の積立を行った上でやってきたかと思います。

ちょっと先ほど昨年の令和元年の決算見ると、基金の残額が800万円、ずっとやってるということは4年ぐらい経つと、基金がなくなるということで、そろそろいろいろ考える時期に来たんじゃないかなあと思うんですけど、まずそれについてちょっとお考えをお尋ねできればと思います。以上です。

○宮中政策推進課長

源委員の御質問にお答えをさせていただきます。おイネ賞事業につきましては、今回、実施が出来ておれば、第9回を迎えるという形になります。今ほど御質問のありました基金の状況でございますけれども、源委員御指摘のとおり、基金自体で運営をしておりますので、基金もあと数回で枯渇をするという状況になっております。この事業の本来の在り方と方向性ということも検討いたしまして、その先々のことを考えて、来年度の新年度予算には、その辺のところの財源を事業を継続するために、基金への積立というものも、今視野に入れているところでございます。

○源委員

もう1点、今回、男女共同参画費が220万円でおイネ賞がなくなって、17万円の予算ってことは、市の事業としてこの男女共同参画ってほかに何をやってるんだろうというふうに少し思ったんですけども、ちょうど国のほうで今、いわゆる第5次の男女共同参画計画を審議されてるところだと思います。それが恐らく令和3年4月からの計画になると思います。市として本当、関連でこの補正予算で話することではないんですけど、その辺りの基本的な考え方ですね。市として男女共同参画というものに対する基本なお考えをお聞かせい

ただきたいと思います。以上です。

○宮中政策推進課長

源委員の御質問にお答えをさせていただきます。大変申し訳ないんですが、男女共同につきましては人権啓発課が所管になっておりまして、当課ではちょっと担当してないというところでございます。ただこのおイネ賞事業につきましては、男女共同、女性の社会的進出的な意味合いかつ、女性の医師の活躍、そういったところから、政策的なところも含めて、おイネ賞事業だけが、政策推進課所管という形で取扱いをさせていただいているというところにあります。ですので源委員がお尋ねされてるそちらで御確認いただくような形になったというふうに思います。

○兵頭委員長

ほかに質疑はありませんか。それでは、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「議案第131号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」（政策推進課所管分）について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○兵頭委員長

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時26分）

【まちづくり推進課】

○兵頭委員長

再開いたします。（再開 午前10時29分）

続きまして、「議案第125号 西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。まちづくり推進課長の説明を求めます。

○長野まちづくり推進課長

それでは、「議案第125号 西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について」御説明を申し上げます。本条例は、市民の皆様の通院、通学や買物など日常的な移動に不便を来さぬよう、本市における生活交通手段の確保を図ることを目的に、生活交通バスを運行するため、その設置や運行管理に関することを定めたものでございます。本市においては、公共交通の空白地域に生活交通バスやデマンド乗合タクシーを運行し、自家用車など運転されない方などへの移動手段を確

保してまいりました。料金は10キロ未満150円というわかりやすい低廉なものとしており、平成14年度に運行を開始しました巡回バス、平成18年度に運行を開始しました生活福祉バスなどの料金体制を基本として引継ぎ、利用される方の利便性や運行効率を考慮しながら事業を実施してまいりました。

今回の改正は、利用者が減少傾向にある中、地域公共交通機能を効率的に形成し、運行経費の削減と利便性の向上を図ることで、今後も持続的に公共交通を運営していくために、生活交通バス路線の見直しを行うものであります。主な内容としましては、野村地区生活交通バス路線のうち、惣川方面になります河成～大久保線につきまして、三島～大久保間をデマンド乗合タクシーによる運行に切り替えることから、終点を変更し、乗り継ぎに係る料金の設定を行います。また、貝吹方面になります中通川線、瀬間行線、西～栗木線につきまして、運行経路の一体的な見直しにより、当該3路線を2路線に集約するため、本条例の一部を改正するものであります。以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○兵頭委員長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○小玉委員

貝吹地区私どもの地元御説明いただきました。そのときに地区の代表みたいな者ばかりが集まったので、最も利用されるお年寄りを対象に説明していただいたらというふうに御要望しとったんですが、それはされたのかどうか、急には出来ませんが今後される見込みがあるのか、お尋ねいたします。

○長野まちづくり推進課長

実際に利用されている方につきましては、各区長さんを通じてお話をさせていただくようお願いをしているところで、市役所から直接出向いて御説明をするようには予定はしてないところでございます。

○兵頭委員長

ほかに質疑はありませんか。

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時33分）

○兵頭委員長

再開いたします。（再開 午前10時40分）

ほかに質疑はありませんか。

それでは以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。「議案第125号 西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○兵頭委員長

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、「議案第130号 西予市卯之町駅前複合施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。長野課長の説明を求めます。

○長野まちづくり推進課長

それでは、「議案第130号 西予市卯之町駅前複合施設の指定管理者の指定について」御説明申し上げます。平成29年9月に締結しました、PFI事業契約に基づき、卯之町はちのじまちづくり整備事業をJR卯之町駅前エリアから商店街エリア、古い町並みエリアにかけて取り組んでいるところです。当施設は卯之町駅前の立地を活用した、人・物・サービスの交流の場を提供することにより、交流人口の拡大を図り、あわせて観光及び商工の活性化に資することを目的として、令和3年度の早い時期の併用開始を予定し、整備に取り組んでいるところでございます。この度、当施設の指定管理候補として、株式会社西予まちづくりサービスを選定しましたので、指定管理の指定を行うものであります。

選定に当たりましては、令和2年9月定例議会において、西予市卯之町駅前複合施設の設置及び管理に関する条例が成立したことを受け、その条例第6条に基づき、PFI事業契約者を指定管理者候補とするものでございます。指定管理期間は、同条例第7条第2項において、市長とPFI事業者の間で締結されるPFI事業契約における維持管理運営の期間をもって、指定管理者の指定の期間とすることができるとされていることから、令和3年4月1日から、PFI事業契約期間である令和14年3月31日までの11年間となります。なお、当該施設の管理運営に係る経費につきましては、PFI事業契約で管理運営経費を含めて契約しておりますので、新たに指定管理委託料は必要ありません。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○兵頭委員長

長野課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○源委員

いよいよメインとなる施設のほうが今年度中に完成して、来年の恐らくゴールデンウィーク大型連休前に開くようになると思います。基本はPFI、特定目的会社が責任持って運営されてると思うんですがちょっと1点、9月の議会の委員会の際にテナントについてお尋ねしたかと思います。その際に6つのスペースのうち、3つが応募があったということなんですが、その中での現状についてまず御説明をお願いします。

○長野まちづくり推進課長

チャレンジショップの入店状況となりますが、現時点で募集しました6テナントに対して5軒の入居者が決定しております。残りの1軒につきましては、引き続き市内外に募集を行っております。

○源委員

株式会社まちづくりサービスのほうも、町内は多分全戸配布されてる瓦版がこの間のときに新聞折り込みだったと思うんですけども、できる限りの情報発信されてると思います。

ホームページ見ましても、運営委員会が様々なこと、内容細かくやられてるんですが実際出来てどうなんだろうということがやっぱり1番気にかかることです。このコロナの中でなかなか大がかりなものは厳しいと思うんですけども、最近宇和町稲生にありますどんぶり館の横のみずすまし環境衛生センターの横にスペースがあるんですけど割とイベントとかするときにすごく人が集まりやすくなっております。屋内でのイベントが無い中で、ぜひせっかくこれだけ費用と時間をかけて練り上げてつくったものですので、行政のほうも、我々もできる限りのやったものもとにかく盛り上がるというのが大事だと思いますので、ぜひ積極的な支援をお願いしたいと思います。要望になります。以上です。

○兵頭委員長

ほかに質疑はありませんか。

○中村委員

関連なんですけど、複合施設来春オープン予定ですが、オープニングイベントみたいなことは現状何かあるのかなのか、あるとすればどのようなことを考えていらっしゃるか教えていただけますか。

○兵頭委員長

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時46分）

○兵頭委員長

再開いたします。（再開 午前10時47分）

○長野まちづくり推進課長

オープニングイベントにつきましては、現在、市民の方に参画していただいています企画検討委員会でどのようなイベントをするのか検討していただいております。まだ正確なオープンの日も決まってないところでもありますし、それに向けて今検討をしていただいております。オープニングイベントにつきましては必ず行われるものと思っております。以上です。

○中村委員

オープニングイベントに関わるコストはまちづくりサービスが負担されるんですかね。

○長野まちづくり推進課長

はい、そのようになっております。

○兵頭委員長

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時48分）

○兵頭委員長

再開いたします。（再開 午前10時54分）

ほかに質疑はありませんか。

○加藤委員

チャレンジショップの件なんですけれども、9月の段階で3軒ということで、あとインターネットなどで市外の方には何か募集をかけるようなことをおっしゃっていましたが、今回5軒ということでございますが、5軒のうち、地元でされる方、また地元外の方っていうのはどれぐらいの割合になってるのでしょうか。

○長野まちづくり推進課長

チャレンジショップで入店していただく5軒につきまして、市内の方が4軒、市外の方が1軒となっております。以上です。

○兵頭委員長

ほかに質疑はありませんか。

それでは、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「議案第130号 西予市卯之町駅前複合施設の指定管理者の指定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○兵頭委員長

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩します。（休憩 午前10時55分）

○兵頭委員長

再開いたします。（再開 午前10時56分）

続きまして、「議案第131号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」（まちづくり推進課所管分）についてを議題といたします。長野課長の説明を求めます。

○長野まちづくり推進課長

それでは、「議案第131号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」の（まちづくり推進課所管分）につきまして、補正予算書に基づき、御説明申し上げます。歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明させていただきます。

まず、歳出予算から御説明させていただきます。補正予算書の18ページ下段をごらんください。2款総務費、8項地域振興費、1目地域振興費、補正額204万5000円の増額補正でございます。このうち、負担金の鉄道災害復旧支援事業費負担金の112万1000円ですが、本年7月7日豪雨によって発生しました、JR内子線の五十崎駅から喜多山駅間の斜面崩壊、盛土浸食に係る応急復旧工事について、鉄道軌道整備法第8条第4項の規定に基づく、災害復旧事業費補助が適用され、工事費の4分の1を愛媛県と予讃線沿線12市町が負担することとなり、西予市負担分を補正予算計上するものであります。JR内子線はJR予讃線の一部として、広域の基幹的交通機関であり、市民の生活に必要な移動手段であること、また、列車の安全運行並びに鉄道利用者の安全確保を図るため、県と沿線市町で協力して、地域の公共交通を支えていく必要性が高いと考えられることから、予讃線沿線自治体で負担するものであります。災害復旧に要する事業費は約3億6600万円、負担割合はJR四国が2分の1、国が4分の1、県と市町が8分の1となり、県市町の負担金は2分の1が特別交付税に関する省令第5条に基づき税制措置がされます。

次に、新ふるさとづくり総合支援事業補助金の92万4000円ですが、愛媛県が行っている新ふるさとづくり総合支援事業において、第3次募集があり、明浜地区のかりとりもさくの会から本事業について申出がありました。かりとりもさくの会では地域と学生が共同で地域産品のネット販売やPR動画の作成に取組み、学生たちが地域内で活動することにより、住民が地域のよさを再発見する

とともに、学生のネットワークを活用して、地域PRを市内外に向けて発信していく事業を計画されています。

この補助金は、事業を実施する市または事業を行う民間団体に補助する市が対象となっていることから、かりとりもさくの会の申出を受けて、愛媛県に対して市が計画書を提出しておりましたところ、このたび、愛媛県から交付金の内示がありました。これにより、事業を実施することとなりましたので、地域づくり団体に対して交付決定を行うとともに、交付金を交付する必要があることから、補正予算を計上するものであります。

次に2款総務費、8項地域振興費、6目交流促進事業費、補正額403万3000円の減額補正でございます。内訳としましては、国際交流事業307万3000円の減額、姉妹市町交流事業96万円の減額補正でございます。当初予定しておりましたドイツ及びモンゴルへの訪問及び姉妹市町であります北海道黒松内町との交流事業が新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、中止となったことからその費用を減額するものです。

次に、歳入予算について御説明いたします。補正予算書の12ページ下段をごらんください。14款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金13万4000円を減額補正するものです。愛媛県の新ふるさとづくり総合支援事業において、当初予定しておりました生涯学習課の事業が、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となったことから、県に対して申請を行うことが出来ず、105万8000円を減額とし、先ほど歳出予算で御説明しました第3次募集で申請しました新ふるさとづくり総合支援事業に対する補助金92万4000円が増額となりますので、差引きまして13万4000円を減額補正するものです。

次に、14ページをお開きください。17款繰入金、2項基金繰入金、32目ふるさと応援基金繰入金2362万6000円の減額補正でございます。前年にふるさと納税していただいた寄附金を寄附金使途検討委員会にて選定した今年度事業にふるさと応援基金から繰入れし充当しておりましたが、今年度においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により予定していた事業のうち9事業が中止となり、事業費が減額されたことに伴い、繰入金を減額するものでございます。今年度充当出来なかった基金残額につきましては、ふるさと納税をして

いただいた方の意思を尊重して、速やかに事業に充てていくことが必要であると考えており、目的に応じて、令和3年度の各事業に全て充当するように考えております。

最後に、債務負担行為補正について御説明いたします。予算書7ページ第2表債務負担行為補正をごらんください。表の上から3番目のせいよ地域づくり手上げ型交付金ですが、期間は令和3年度、限度額を3000万円と設定しております。手上げ型交付金が始まり、本年度で5年目となります。令和2年度の地域づくり交付金事業の予算は1億円で、そのうち、3割の3000万円を手上げ型交付金としております。令和3年度におきましては、地域づくり交付金事業の総額を1億750万円を計上予定としており、基礎型交付金が7750万円、手上げ型交付金が3000万円の配分を予定しております。

なお、この手上げ型交付金は、地域づくり組織によるプレゼン方式の審査会によって事業の決定を判断していますが、新年度予算が確定した後におけるの事前相談会、審査会最終審査会というスケジュールでは、年度当初からの事業開始が難しいとの意見もあり、今年度と同様に、事前審査会を3月中に実施して、4月以降すぐに事業が取り組めるよう、債務負担行為を設定するものです。以上、「議案第131号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」の（まちづくり推進課所管分）についての御説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○兵頭委員長

長野課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○加藤委員

予算書14ページのふるさと応援基金繰入金2362万6000円の減額ということでございますが、コロナ感染症の関係で9事業の中止ということでございますが、その9事業を教えてくださいか。

○長野まちづくり推進課長

中止となりました事業を御説明いたします。まず、次代を担う人材育成事業、全国かまぼこ板の絵展覧会事業、かつばMATURI事業、宇和れんげまつり事業、奥地の海のカーニバル事業、産業文化祭参加事業、奥伊予ふるさとまつり補助事業、朝霧湖マラソン大会支援事業、外国人材活用

推進事業、以上でございます。

○兵頭委員長

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時7分）

○兵頭委員長

再開いたします。（再開 午前11時12分）

ほかに質疑はありませんか。

○河野委員

今、話題になった地域づくり手上げ型交付金と関連というか。予算書18ページの新ふるさとづくり総合支援事業、明浜のかりとりもさくの会ということでしたけれども、かりとりもさくの会で考えられとる事業、それは地域づくりでもできるのか、地域づくりでできないからこっちに手上げたのか、どういった事業されとるのかとそこら辺のことをお願いしたらと思います。

○兵頭委員長

暫時休憩します。（休憩 午前11時13分）

○兵頭委員長

再開します。（再開 午前11時14分）

○長野まちづくり推進課長

ただいまの御質問ですが、今回かりとりもさくの会では手上げ型交付金でも、この事業を提案されておりまして採択がされております。その中で、県の行います新ふるさと事業の補助金のほうも該当するのではないかとということで、一部事業内容変更されて、再度、提出をされておりますので、手上げ型交付金と手上げ型交付金以外の県の事業にも補助金として受け入れるようになっておるというところでございます。

○河野委員

市の事業と県の事業、ダブルで対象になるということですか。事業自体が別々ということでしょうか。

○長野まちづくり推進課長

取り組まれる内容については一緒でございます。

○河野委員

そうしたら両方から補助金もらえる、それも構わないということですか。

○長野まちづくり推進課長

はい、そのようになります。県の補助対象事業の経費と市で行います手上げ型交付金の対象事業の経費は重ならないようにはなっております。以上です。

○兵頭委員長

ほかに質疑はありませんか。それでは、以上で

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「議案第131号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」（まちづくり推進課所管分）について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○兵頭委員長

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時16分）

【復興支援課】

○兵頭委員長

再開いたします。（再開 午前11時20分）

それでは続きまして、「議案第131号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」（復興支援課所管分）についてを議題といたします。復興支援課長の説明を求めます。

○大森復興支援課長

それでは、「議案第131号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」のうち、（復興支援課所管分）について御説明をさせていただきます。

歳出予算について御説明します。予算書16ページをごらんください。2款総務費、1項総務管理費、20目復興支援費でございますが事業概要にございますように、復興まちづくりシンポジウム事業としまして、388万3000円を減額補正するものでございます。復興まちづくりシンポジウム事業につきましては、災害から2年を迎え、本年7月7日に防災減災に関するシンポジウムと復興コンサートを計画しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大によりまして、大規模イベントの自粛要請により、事業を令和3年度に延期することとしたところでございます。したがって未実施となりましたシンポジウムやコンサートに係る必要経費を減額補正にて計上させていただきました。以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○兵頭委員長

大森課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○中村委員

イベントのコンサート、さだまさしさんが来る

予定だったかな。地元の人を優先でチケットを配布してみたいなことでしたけど、この事業費の中にはさだまさしさんの出演料とかって入ってたのでしょうか。

○大森復興支援課長

アーティストの必要経費、さださんほかYurica。さん、INSPiさんがおられるんですが、アーティストの出演料は入っておりません。今回の必要経費として見込んでおりましたスタッフの往復旅費及び宿泊費といった必要経費のほか、コンサートに必要な音響機材に係る業務の費用を計上いたしておりました。

○兵頭委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小玉委員

来年度に延期してもさだまさしさんは来ていただけののでしょうか。

○大森復興支援課長

今のところ、来年度開催できるように調整を進めています。ただアーティスト等の日程調整を現在しておりますがまだ現在のところは決っておりません。また心配される新型コロナウイルスの関係もありますので、今後どうなるかその時点の状況によりますが協議を行っていきます。

○兵頭委員長

ほかに質疑はありませんか。それでは、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「議案第131号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」（復興支援課所管分）について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○兵頭委員長

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時24分）

【教育総務課】

○兵頭委員長

再開いたします。（再開 午前11時33分）

ここからは教育部の審査となります。審査に先立ちまして、宇都宮教育部長より挨拶をお願いいたします。

○宇都宮教育部長

（宇都宮教育部長が挨拶を行う）

○兵頭委員長

それでは、「議案第131号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」（教育総務課所管分）についてを議題といたします。教育総務課長の説明を求めます。

○垣内教育総務課長

それでは、審査していただきます「議案第131号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」のうち、（教育総務課所管分）について御説明申し上げます。

まず、歳出の部につきまして、予算書29ページをお開きください。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の事業概要欄、最上段にあります生徒と国際交流事業1106万6000円の減額につきましては予定しておりました例年実施しております生徒海外派遣及び、今年度は交流校からの当市への来訪を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、全てを中止せざるを得なくなりましたので、計上額全額を減額補正するものです。

続きまして、予算書30ページになります。6目諸費の大学生等生活応援事業の6250万円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、日常生活への影響を受けた大学生等に対し、経済的な負担軽減と就学継続を支援するため、生活応援給付金を支給するとともに、西予市特産品のふるさと小包を送付し、ふるさとを大切にする心育て、将来的な人口維持につなげることを目的に実施しようとする新たな事業でございます。給付対象者は学校教育法の規定に基づき設置された大学、短期大学、高等専門学校、専修学校に在学しているもの、またこれに準ずる大学等に在学しているもので、基準日としました令和2年11月1日に西予市住民基本台帳に記録されていた者に扶養されていることとしております。該当者を約1,100人と想定し、予算計上するものでございます。

次に歳入の部に移ります。予算書14ページをお開きください。今ほど御説明いたしました生徒国際交流事業の中止に伴いまして、19款諸収入、5項雑入、4目雑入、10節教育費雑入、生徒海外派遣事業負担金324万円を減額しております。続いて、同じページの17款繰入金、2項基金繰入金、31目子ども教育振興基金繰入金281万2000円の減

額補正につきましては、危機管理課で実施しております該当事業が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止としたことによるものでございます。

続きまして予算書12ページをお開きください。13款国庫支出金、2項国庫補助金、8目総務費国庫補助金、1節総務管理費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1519万8000円のうちに、先ほど御説明いたしました大学生等生活応援事業にかかる経費益の90%、5625万円を計上しております。

最後に教育総務課所管の債務負担行為分につきまして御説明いたします。7ページをお開きください。西予市スクールバス運行業務委託としまして、令和3年度7675万5000円を限度額とした債務負担行為を計上しております。これは令和3年3月末日をもって委託契約が切れるスクールバス16台16路線について、令和3年4月から遅滞なくスクールバスを運行することができますよう、債務負担行為を設定しまして、今年度中に契約をするものでございます。以上、説明とさせていただきます。御審議の上、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○兵頭委員長

垣内課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○源委員

ちょっと保護者の方から聞かれましたので事業の実施内容、方法についてお尋ねしたいと思えます。予算書の大学生等生活応援事業、この分について、内容はわかったんですがまず申請者は誰になるのか、そして5万円の支給ということでしたが、これは大学生等に直接給付されるのか、もしくは世帯、いわゆる保護者がいるかどうかという話だと思いますので、その保護者に対して給付されるのか、ちょっとその1点確認したいと思えます。

○垣内教育総務課長

申請につきましては保護者でもいいし、大学生等本人でも構わないということで考えております。また、支給の振込先ですが、大学生等本人の通帳に入りたいというふうに考えております。以上です。

○兵頭委員長

ほかにありませんか。それでは、以上で質疑を

終結をいたします。

お諮りいたします。「議案第131号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」（教育総務課所管分）について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○兵頭委員長

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩といたします。（休憩 午前11時43分）

【学校教育課】

○兵頭委員長

再開いたします。（再開 午前11時46分）

続きまして、「議案第131号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」（学校教育課所管分）を議題といたします。学校教育課長の説明を求めます。

○滝澤学校教育課長

それでは、「議案第131号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」のうち、（学校教育教育課所管分）の補正予算につきまして、予算書に基づき、御説明申し上げます。

まず、歳出から御説明させていただきます。予算書の30ページをお開きください。10款教育費、2小学校費、2目教育振興費につきまして、小学校情報教育振興事業、415万2000円を増額計上するものです。これは、GIGAスクール構想に基づく対応として、児童1人1台のパソコン導入のための予算を既に計上し、導入を進めておりますが、このパソコンを家庭学習で使用する際、通信環境のない家庭でも通信できるよう、モバイルルーターを購入、配備するための経費を増額するものがあります。モバイルルーターの台数として、来年度、児童数見込み1514人のうち263人分を備品購入費として計上しております。

関連して、31ページをごらんください。10款教育費、3項中学校費、2目教育振興費につきまして、中学校情報教育振興事業216万3000円を増額計上するものです。モバイルルーターを購入配備するためにモバイルルーターの台数として、来年度、生徒数見込み844人のうち137人分を備品購入費として計上しております。

当事業の財源について、御説明申し上げます。予算書の12ページをお開きください。所要経費の

うち、国庫補助金を特定財源として計上しております。国庫補助金のうち、小学校整備分につきましては、13款国庫支出金、2項7目1節小学校国庫補助金であります。公立学校情報機器整備費国庫補助金を263万円計上しています。中学校整備分につきましては、2節中学校費国庫補助金を公立学校情報機器整備費国庫補助金137万円計上しています。

続きまして、予算書30ページ、10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費準要保護児童負担金事業53万6000円の減額、小学校特別支援教育負担金事業10万5000円の全額減額、合計して扶助費64万1000円の減額要求となっております。

31ページをごらんください。10款教育費、3項中学校費、2目教育振興費、準要保護生徒負担金事業64万3000円の減額、中学校特別支援教育負担金事業18万5000円の減額、合計して、扶助費82万8000円の減額要求となっております。また、中学校研究指定校事業60万円の報償費等における減額、中学校各種大会出場補助事業657万3000円、中学校自然教室等教育費補助事業40万8000円の補助金における減額要求となっております。以上、7事業について御説明申し上げます。

これらの事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の影響により、事業が未実施となり、その経費を減額するものです。中学校各種大会出場補助事業については、愛媛県総合体育大会、四国総合体育大会、全国総合体育大会が中止となったことから、大幅な減額となっております。以上、御審議のほどよろしくお願ひします。

○兵頭委員長

滝澤課長の説明を終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○加藤委員

30ページの教育振興費、準要保護児童負担金事業53万6000円の減額、また31ページの準要保護生徒負担金事業64万3000円の減額となっておりますが、これは、新型コロナウイルス感染症の影響で小学校中学校など学校が休校になった関係で給食費などが要らなくなったため減額になったのでしょうか。

○滝澤学校教育課長

今の質問でございますが、この減額につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のために4月5月で17日間、学校が臨時休業となりました。

その間の給食費の支援が不必要となりましたので、その分の減額となっております。

○中村委員

モバイルルーターのことについてお尋ねいたします。小学校1,514人中263人、中学校が844人中137人という先ほど御説明いただきました。間違いありませんか。

○滝澤学校教育課長

ありません。

○中村委員

これはW i - F i 環境が家庭にない方のところへモバイルルーターを設置するという考え方で間違いないのかしら。モバイルルーター自体は、西予市が設置するとして、その後発生する通信料についてはどうなるのかな。お尋ねいたします。

○滝澤学校教育課長

モバイルルーター整備後の通信費につきまして、今現在、検討させていただいているところです。また今後、保護者の意見等も聞きまして、お答えできるようにしていきたいと思います。

○中村委員

もともとW i - F i 環境は家庭にあるということはW i - F i ルーターを設置してある、それは各家庭の御負担で設置している。一方でないところについては西予市がモバイルルーターを設置する、そういうことについての変な意味公平感といいますか。根拠って言い方おかしいんだけど、無いから西予市が補填しないと駄目だよねという考え方に基づいてやるのかしら。市民に対する公平感ということで言うています。家庭でW i - F i ルーターを自己負担で設置している者とやらない、出来ないところについて西予市がそこに配置するということについての考え方を問うています。

○兵頭委員長

暫時休憩します。（休憩 午前11時55分）

○兵頭委員長

再開いたします。（再開 午前11時56分）

○滝澤学校教育課長

今の御質問であります、不公平感が生じるというようなことも十分こちらも把握しております。今後またそのことも含めまして、検討させていただきたいというふうに考えております。

○中村委員

検討されるということですね。

○滝澤学校教育課長

はい。

○源委員

今の中村委員と同じですが、モバイルルーターなんですけれども、多分この基準となった購入台数小学校263名、中学校137世帯分、これは以前とられたであろうアンケートをもとにした結果だと思います。これこうしてほしいという希望要望にはなるんですけど、例えば、今、中村委員から公平感という話あったんですがやっぱり公的支援を受けられてるような御家庭もあると思いますんでその世帯については恒常的に発する通信費については何らかの措置を講じてほしいというふうに思います。ただ、インターネット環境があるないってというのは実を言うと、公的支援があるないって話とはちょっと変わるところあると思うんですよ。もともと別にインターネット環境を持ってるっていうのは、公的支援を受けてるかどうかってって全然関係ない話だと思うんで、出来たら、例えば新たに家にW i - F i 環境がないからってってそういう対象じゃない世帯もあると思いますし、多分これから、そういった保護者の方といろいろ協議を進めていかれる上で、多分、相当多様な意見が出るように感じております。全ての皆さんに対して公平というのはなかなか難しいこともあるんですけど、やっぱり新たに負担をしなければいけない世帯ってというのが、大体われていると全体からみて16～17%ぐらいですかね。やっぱり非常にそれ以外どうなのっていう今中村委員からの意見もあったように様々なものが出てくると思う。私は基本的には、公的支援を受けられているような世帯に対しては何らかの措置をしてほしいなというのを強く思っております。要望になります。以上です。

○兵頭委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。「議案第131号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」（学校教育課所管分）について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○兵頭委員長

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩といたします。（休憩 午後0時0分）

【生涯学習課】

○兵頭委員長

再開いたします。（再開 午後0時2分）

続きまして、「議案第131号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」（生涯学習課所管分）を議題といたします。生涯学習課長の説明を求めます。

○竹内生涯学習課長

「議案第131号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」のうち、（生涯学習課所管分）について、予算書に基づいて御説明いたします。

まず、具体的な御説明の前に、公民館の事務事業について簡単に御説明をさせていただいております。各地区の公民館は維持管理事業というものと、生涯学習事業という2つの事務事業を持っています。維持管理事業というのは、公民館施設の維持管理に関する予算を執行するもので、生涯学習事業は各種講座や地域行事などを実施するための予算を執行するものです。

そのことを踏まえまして、予算書32ページをお開きください。目ごとの補正額につきましては、1目社会教育庶務事業においては14万4000円の減額、2目公民館費においては492万9000円の減額、次のページの3目図書館費においては40万7000円の減額、6目青少年育成費においては12万6000円の減額となっております。まず、ページを戻りまして32ページですが、10款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費の社会教育庶務事業をはじめ、今ほど御説明いたしました同項2目公民館費におけるご覧の各公民館維持管理事業並びに生涯学習事業、次のページの3目図書館費における市民図書館管理運営事業、そして4目青少年育成費における青少年補導センター運営事業の各事務事業におきまして、これは新型コロナウイルスの影響による各事業の所管事業の変更縮小に伴い、減額補正と一律になっているものでございます。具体的に申しますと盆踊りや地区民運動会、そして文化祭などの主要な地域行事や各種講座、関係団体の活動が影響を受けまして、消耗品費をはじめ、ご覧の各種費目において減額となっているものでございます。このうち、32ページの公民館費の中ほどにございます中央公民館生涯学習事業における218万3000円の減額でございますけれども、これは、この事務事業において計画しておりました小中学生を対象とした大規模な野外活動事業が

ございましてこれについても、感染対策をとって中止としたことによるものです。ただし、この事業につきましては、代替の事業として日帰りの野外事業を実施しまして、子どもたちにはコロナ禍でストレスが溜まり、または夏休みが短かった中で楽しい1日を提供することが出来ました。また、同じく公民館費のいちばん上の記載にあります高川公民館維持管理事業37万8000円の減額につきましては、同公民館が所管しております宝泉坊のプールの管理業務において、感染対策による同プールの営業休止により不要となりました水質検査料はじめ、ポンプやスライダー設備の点検委託料の減額となります。

次に、予算書の同じページの2目公民館費において、会計年度任用職員給与費の減額がございまして、城川の各公民館の同給与費が対象となっておりますけれども、これは積算基礎において、勤務日数を修正したことにより増額となったものです。また、この給与費の中では、高川公民館のみ減額となっております。高川公民館におきましても、他の款と同様、コロナの関係の同様の増額がございまして、積算基礎における勤務日数の修正が、同様の増額がございまして、宝泉坊プールのプール監視員の予算もこちらにございまして、これも同プールの営業休止により、その予算が減額となったことから、全体の差引きによって減額が生じているものでございます。以上、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○兵頭委員長

竹内課長の説明を終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。それでは以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「議案第131号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」（生涯学習課所管分）について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○兵頭委員長

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩といたします。（休憩 午後0時8分）

【スポーツ・文化課】

○兵頭委員長

再開いたします。（再開 午後0時10分）

続きまして、「議案第131号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」（スポーツ・文化課所管分）についてを議題といたします。スポーツ・文化課長の説明を求めます。

○谷口スポーツ・文化課長

それでは、「議案第131号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」のうち、スポーツ・文化課所管分につきまして、予算書に基づき説明申し上げます。

初めに、歳出について説明いたします。予算書34ページをお開き願います。10款教育費、6項文化振興費、1目文化振興総務費でございますが、全体で369万7000円減額計上するものです。主なものが新型コロナウイルス感染症の影響により、事業中止となった減額分でございます。内訳としましては、18節負担金及び交付金において、ふるさと芸能祭、奥伊予ふるさとまつり、宮中雲子音楽祭、俳句大会、西予市文化祭の5事業補助金、計378万7000円を減額計上しております。また、城川の文書館管理事業、会計年度任用職員給与費、共済費の率調整により9万円増額計上しております。次に、10款教育費、6項文化振興費、2目文化財保護費でございますが、全体で110万1000円減額計上するものです。内訳としましては、文楽保存伝承事業において、新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校の学習発表会が中止となったため、明浜子ども文楽講師謝礼分が不要となり、7節報償費の9万6000円を減額計上しております。また、考古センターの会計年度任用職員1名が、8月付けで退職したため、給与費等100万5000円を減額計上しております。次に、10款教育費、6項文化振興費、3目文化施設管理運営費でございますが、全体で1503万1000円を減額計上するものです。こちらは全て新型コロナウイルス感染症の影響により、事業中止となった減額分となります。主な内訳としましては、全国かまぼこ板の絵展覧会事業において、第26回全国かまぼこ板の絵展覧会延期による審査員の報償費や需要費、ディスプレイ委託料等事業費で計1173万1000円、また、同事業において任用する予定であった会計年度任用職員給与費130万円、三瓶文化会館自主運営事業のコンサート事業中止によるイベント事業委託料200万円を減額計上しております。

続きまして、予算書35ページをお開き願います。

10款教育費、6項文化振興費、5目文化の里振興費でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止となりました開智・開明学校姉妹間交流事業におきまして、補助金及び需用費等で162万1000円を減額計上しております。

続きまして、予算書36ページをお開き願います。スポーツ分となります。10款教育費、7項保健体育費、1目保健体育総務費でございますが、全体で911万7000円を減額計上するものです。こちらでも全て新型コロナウイルス感染症の影響により、事業中止となった減額分となります。主な内訳としましては、12節委託料では東京2020オリンピック聖火リレー中止による看板設置や警備資機材設置等委託料の計153万9000円を18節負担金では東京2020パラリンピック聖火フェスティバルと愛野球博関連事業の県連携負担金、また、東京2020オリンピック聖火リレー県負担金の計299万8000円を減額計上しております。また、同18節補助金では朝霧湖マラソン大会補助金144万6000円、城川オリンピック体育祭補助金100万円、サイクリングin四国西予ジオパーク50万円、全日本実業団相撲選手権大会100万円、全日本ソフトリーグ50万円、計444万6000円を減額しております。

続きまして、予算書36ページ下段と37ページをお開き願います。10款教育費、7項保健体育費、2目体育施設費でございますが、全体で210万円を減額計上するものです。こちらでも新型コロナウイルス感染症の影響による減額分となります。内訳としましては、野村プールを使用しなかったことにより、プール清掃手数料や水質検査委託料が不要となり、野村プール管理運営事業費分18万6000円を減額しております。また、同事業において任用する予定であった会計年度任用職員給与費27万7000円、宇和運動公園管理運営事業分で宇和プールにおいて任用する予定であった会計年度任用職員給与費163万7000円を減額しております。

次に歳入について説明申し上げます。予算書13ページをお開き願います。13ページ下段の15款財産収入、2項財産売払収入、2目物品売払収入について、絵はがき等売上収入22万5000円を減額計上しております。これは全国かまぼこ板の絵展覧会事業において、第26回全国かまぼこ板の絵展覧会延期により、未作成となった絵はがき分収入の減額となります。

続きまして、予算書14ページをお開き願います。

上段の17款繰入金、2項基金繰入金、32目ふるさと応援基金繰入金について、中止となった朝霧湖マラソン大会支援事業分130万2000円、延期となった第26回全国かまぼこ板の絵展覧会事業分994万7000円、計1124万9000円のふるさと応援基金繰入金を減額計上しております。下段の19款諸収入、5項雑入、4目雑入について、延期となった、第26回全国かまぼこ板の絵展覧会事業の協賛金20万4000円を減額計上しております。以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○兵頭委員長

谷口課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。それでは、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「議案第131号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」（スポーツ文化課所管分）について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○兵頭委員長

暫時休憩いたします。（休憩 午後0時20分）

【監査委員事務局】

○兵頭委員長

再開いたします。（再開 午後1時30分）

ここからは監査委員事務局の審査となります。それでは、「議案第131号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」（監査委員事務局所管分）を議題といたします。監査委員事務局長の説明を求めます。

○大塚監査委員事務局長

それでは、「議案第131号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」（監査委員事務局所管分）について御説明申し上げます。

補正予算書の18ページをごらんください。2款総務費、6項監査委員費、1目監査委員費でございますが、補正額28万5000円の減といたしております。補正の内訳としまして8節の旅費が27万1000円の減、18節の負担金補助及び交付金を1万4000円の減としております。減額の理由としまして、現在、監査委員事務局の所属する組織として、愛媛県、四国、西日本、全国の4つの都市監査委員協議会がございます。例年この協議会が開催されます総会、研修会に本年度も出席する計画であ

りましたが、新型コロナウイルスの影響により、全て中止となりましたので、旅費とそれにかかる負担金の一部を減額するものでございます。以上、「議案第131号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」（監査委員事務局所管分）についての説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○兵頭委員長

大塚事務局長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。それでは以上で質疑を終結をいたします。

お諮りいたします。「議案第131号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」（監査委員事務局所管分）について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○兵頭委員長

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。（休憩 午後1時33分）

【議会事務局】

○兵頭委員長

再開いたします。（再開 午後1時35分）

ここからは、議会事務局の審査となります。審査に先立ちまして、富永議会事務局長より挨拶をお願いいたします。

○富永議会事務局長

（富永議会事務局長が挨拶を行う）

○兵頭委員長

それでは、「議案第131号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」（議会事務局所管分）を議題といたします。富永局長の説明を求めます。

○富永議会事務局長

それでは「議案第131号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」の（議会事務局所管分）について、御説明いたします。

予算書7ページをお開きください。まず、債務負担行為補正の議会だより印刷製本費についてであります。議会だよりは1冊16ページから20ページで、1回における発行部数1万7900部を年4回、定例会開催月の翌月20日前後に発行しており、市内全戸配布及び県内県外の市議会等に送付するこ

ととしております。今回の債務負担行為補正は令和3年第1回定例会の3月号が4月20日の発行日となるため、3月中旬から編集入稿の作業を進めるには、2月から業者と委託契約を締結する必要があります。期間は令和3年度、限度額は165万5000円です。

次に予算書16ページをお開きください。今回の補正は事務局職員の各研修会や議長出席予定の全市議会議長会をはじめとする各市議会議長会定期総会や研修会等が新型コロナウイルス感染症の影響により、書面会議または中止となったことにより173万8000円減額、さらに、議会から委員会事業におけます行政視察費用を新型コロナウイルス感染症対策支援の財源にとの提案で466万8000円を減額するものであります。よって、1款1項1目議会費は640万6000円の減額補正となります。以上、御審議の上、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○兵頭委員長

富永局長の説明を終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。それでは以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「議案第131号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」（議会事務局所管分）について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○兵頭委員長

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。（再開 午後1時40分）

【陳情審査】

○兵頭委員長

再開いたします。（再開 午後1時41分）

それでは、「陳情第2号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情」について審査したいと思います。一旦、暫時休憩して、自由討論を行い、意見を調整していきたいと思います。

暫時休憩いたします。（休憩 午後1時42分）

○兵頭委員長

それでは再開いたします。（再開 午後1時56分）

本件につきまして、御意見はございますか。

○源委員

そしたら基本的に、提出された「地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情」なんですけれども、こちらに書いてあります通り、いわゆる改正健康増進法の観点という望まない受動喫煙の防止であるというのは皆さん御存じのとおりかと思います。現在、特に市役所本庁において喫煙所が今文化会館のほうに設けられているんですが、なかなか厳しい声をいただくことも多くございます。庁内整備するとかそういったことも含めて、受動喫煙防止をするんだという観点に沿えば、今回提出された陳情趣旨は妥当であると思いますので、私は賛成の立場から意見を申し上げたいと思います。以上です。

○兵頭委員長

ただいま源委員より賛成の立場との意見がありました。その他、意見がありましたら、ないようでしたら、採択不採択の挙手で決めたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、本陳情に関して賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○兵頭委員長

挙手全員により、当委員会としては本件を採択とすることに決しました。

暫時休憩いたします。（休憩 午後1時59分）

○兵頭委員長

再開いたします。（再開 午後1時59分）

ただいま御手元に、「地方たばこ税の一部を受動喫煙防止のための分煙環境整備・推進に活用することを求める意見書（案）」を配付しておりますので、中の文章を読んでいただきまして、まとめたいと思います。

暫時休憩いたします。（休憩 午後2時1分）

○兵頭委員長

再開いたします。（再開 午後2時5分）

ただいま、意見書を読んでいただいたと思いますが、この件に関しまして何か御意見がありましたらお願いいたします。

○加藤委員

全体の文章の流れはいいと思いますが、最後の「責任を持って取り組むよう強く要望する」っていう文言を「責任を持って取り組むよう要望する」ということで、「強く」を省いたらどうでしょうか。

○兵頭委員長

ただいま加藤委員から、「強く」という言葉を削除したらという意見がありました。皆さんどう思われますか。

(賛成という者あり)

○兵頭委員長

そしたら「強く」を削除するということで訂正したいと思います。その他何か、意見書に対しての何か御意見がありましたら。

暫時休憩します。(休憩 午後2時5分)

○兵頭委員長

再開いたします。(再開 午後2時5分)

ほかに訂正意見がないようですので、この意見書を総務常任委員会として提出いたします。

暫時休憩いたします。(再開 午後2時6分)

○兵頭委員長

再開いたします。(再開 午後2時6分)

それでは本日予定されておりました議案審査は全て終了いたしましたので、これにて令和2年第4回定例会総務常任委員会を閉会いたします。

(閉会 午後2時7分)

西予市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

西予市議会総務常任委員長